横浜市職員の退職管理に関する規則をここに公布する。 平成28年3月25日

横浜市人事委員会 委員長 岡 部 光 平

横浜市人事委員会規則第5号 横浜市職員の退職管理に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに横浜市職員の退職管理に関する条例(平成28年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者を場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当している役職員でに規定する役職員を地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。) (当該再就職者がりの執行機関の組織等をいう。以下同じ。) (当該再就職者がの執行機関の組織等を称う。以下同じ。) (当該再就職者がの執行機関の組織等を称く。) に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準との2第1項に規定する子法人の例を基準との2第1項に規定する営利企業等のは、一の営利企業等の(法第38条の2第1程に規定する営利企業等をいう。以下同じる者をの(株主において決議をすることができるのの規定において決議を行使することができない株式についの規定においるとができない株式につの規定においる株式についい規定においる株式についい規定においる株式についい規定においる株式についい規定においる株式についい規定においる株式についい規定においる株式についい規定を含する法となる株式についる議決権を保有するものとみなるないの。議決権を保有するものとみなるなの子法人とみなす。

(退職手当通算予定職員)

第 4 条 法 第 38 条 の 2 第 3 項 の 特 別 の 事 情 が な い 限 り 引 き 続 い て 選

考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に横浜市退職手当条例(昭和24年8月横浜市条例第40号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

- 第 5 条 法第 38 条 の 2 第 4 項 の 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 158 条 第 1 項 に 規 定 す る 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 の 直 近 下 位 の 内 部 組 織 の 長 の 職 に 準 ず る 職 で あ っ て 人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る も の は 、 次 の 各 号 に 掲 げ る 職 と す る。
 - (1) 横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則(昭和62年3月横浜市人事委員会規則第7号)第2条第2項第1号から第3号までに定める職(横浜市事務分掌条例(昭和26年10月横浜市条例第44号)第1条に規定する統括本部及び局の長の職を除く。)及び同規則第2条第4項第1号に定める職員であった者が就いていた職
 - (2) 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和35年3月水道局規程第5号)第36条の2第2項第1号から第3号までに定める職(水道事業管理者を除く。)及び横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成19年3月水道局規程第9号)附則第9項第1号に定める職員であった者が就いていた職
 - ③ 横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程(平成27年3月交通局規程第10号)第2条第3項第1号から第3号までに定める職(交通事業管理者を除く。)及び同条第4項第1号に定める職員であった者が就いていた職
 - (4) 横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第17号)第2条第2項第1号から 第3号まで、第10号及び第11号に定める職(病院事業管理者を 除く。)並びに同条第3項第1号に定める職員であった者が就 いていた職

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の

長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務) 第8条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則(平成14年2月横浜市人事委員会規則第2号)第2条及び第3条に掲げる法人その他人事委員会が別に指定するものが行う業務とする

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第9条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第10条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

- 第11条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した再就職者による依頼等の承認申請書(第1号様式)を任命権者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名
 - 2) 生年月日
 - 部職日及び離職時の職

- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- り 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間(再就職者が法第38条の2第4項に規定する職(同条第8項の規定に基づく条例が定められているときは、同項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものを含む。)に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の氏名、所属、職名及び職務内容
- 8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の 要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第38条の2第1項に 規定する契約等事務をいう。)
- 9 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の 要求又は依頼の内容
- (11) その他参考となるべき事項

(再就職者による依頼等の届出の手続)

- 第12条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する 要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受け た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職者からの依頼等 届出書(第2号様式)を人事委員会に提出して行うものとする。
 - (1) 氏名
 - ② 所属及び職名
 - ③ 依頼等をした再就職者の氏名
 - (4) 離職時の所属及び職名
 - (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
 - (6) 依頼等が行われた日時
 - (7) 依頼等の内容

(部長又は課長に相当する職)

- 第13条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。
 - (1) 横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則第2条第2項第4号から第9号までに定める職並びに同条第4項第2号及び第3号に定める職員であった者が就いていた職
 - ② 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程第36条の2第2項第4号から第9号までに定める職並びに横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程附則第9項第2号及び第3号に定める職員であった者が就いていた職

- (3) 横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程第2条第3項第4号から第10号までに定める職並びに同条第4項第2号及び第3号に定める職員であった者が就いていた職
- (4) 横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程第2条第2項第4号から第9号まで、第12号及び第13号に定める職並びに同条第3項第2号及び第3号に定める職員であった者が就いていた職
- (5) 横浜市立学校条例(昭和39年3月横浜市条例第19号)第2条 に定める学校の校長及び校長代理の職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条におい方公共課長等の職」という。)に属する役職員に類する者として、生活の組織等の教行機関の組織等の役職員に担当して、事委員前に対ける当該再就職者が当該部課長等の職に就いて、時に担当は、再就職者が当該部課長等の職に就いた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第15条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条で定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第16条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第5条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第19条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する 部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるも のは、第13条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する 部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地 方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として 人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

- 第21条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。
 - (1) 横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則第2条第2項第 1号から第9号までに定める職及び同条第4項第1号から第3 号までに定める職員であった者が就いていた職
 - (2) 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程第36条の2第2項第1号から第9号までに定める職(水道事業管理者を除く。)及び横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程附則第9項第1号から第3号までに定める職員であった者が就いていた職
 - (3) 横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程第2条第3項第1号から第10号までに定める職(交通事業管理者を除く。)及び同条第4項第1号から第3号までに定める職員であった者が就いていた職
 - (4) 横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程第2条第2項第1号から第13号までに定める職(病院事業管理者を除く。)及び同条第3項第1号から第3号までに定める職員であった者が就いていた職
 - (5) 横浜市立学校条例第2条に定める学校の校長及び校長代理の職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

- 第22条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員 として採用された場合
- ③ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合
- ④ 条例第3条の規定による届出をしたとみなすことができる場合として人事委員会が別に指定する場合
- ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、本市の一般職 (法第3条第2項 に規定する一般職をいう。)又は特別職 (同条第3項に規定す る特別職をいう。)に属する職に就いた場合

(任命権者への再就職の届出)

- 第23条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、次項に掲げる事項を記載した再就職情報届出書(第3号様式)を離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。
- 2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項 とする。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 連絡先
 - (4) 本市離職時の補職名
 - (5) 本市離職日
 - (6) 再就職日
 - (7) 再就職先の名称
 - (8) 再就職先における地位
 - 9 再就職先の業務内容

(施行細目)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 (平成29年3月横浜市人事委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第11条関係)

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。

1 申請者

(ふりがな)	生年月日	(年齢)				
氏 名			年	月	日生(歳)
勤務先(営利企業等)の名称						
勤務先における地位(役職等)	連絡先	(_		_)
勤務先(営利企業等)の業務内容						

2 離職時及び離職前の状況

離	職日	年	月		日	離	職時の	職		
	所属・	職名		在職期間				職務内容		
				年	月	∃~	年	月	H	
離職				年	月	∃~	年	月	日	
離職前 5年間				年	月	}~	年	月	日	
				年	月	}~	年	月	日	
				年	月	}~	年	月	日	
の状況等				年	月	∄~	年	月	日	
守				年	月	}~	年	月	日	
				年	月	}~	年	月	Ħ	

[※] 申請者が課長級以上の職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って 記載すること。

3 要求又は依頼する	事項と勤務先(営利企業等)との	契約等の関係					
在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した □該当する 助務先(営利企業等)又はその子法人との契約に関するもの □該当しない							
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した □該当する							
期務允(宮利企業等	勤務先(営利企業等)又はその子法人に対する処分に関するもの□□該当しない□□						
4 要求又は依頼の対	†象となる職員						
(ふりがな)							
氏 名							
所属		職名					
職務内容							
□ 電気、ガス又は	□ 電気、ガス又は水道水の供給を受ける契約に関する職務に関するもの						
6 要求又は依頼の具	具体的な内容						
7 その他参考事項							
・「こう四学行事以	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						

再就職者からの依頼等届出書

年 月 日

横浜市人事委員会委員長

所属・職名

(ふりがな)

氏 名

地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づき、次のとおり届出を します。

1 要求又は依頼をした再就職者

(ふりがな)	離職時の所属								
氏 名	離職時の職名								
勤務先(営利企業等)の名称									
勤務先における地位(役職等)	要求又は依頼が行われた日時								
	年 月 日 時								

2 要求又は依頼の内容

再就職情報届出書

在.	

任命権者

届出者 氏名 生年月日(年齢) 連絡先 (– –)

横浜市職員の退職管理に関する条例第3条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

本市離職時の補職名					
本市離職日		年	月	目	
再就職日		年	月	日	
再就職先の名称					
再就職先における地位(役職等)					
再就職先の業務内容					